

山梨県公報

第二千六百八号

平成二十八年

五月三十日

月 曜 日

目次

告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部……四七一を改正する告示

土地改良区の定款の一部変更の認可……………四七二

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四七二

一般競争入札について……………四七二

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………四七四

大規模小売店舗の新設に関する届出……………四七五

収去飼料の試験結果の概要……………四七六

開発行為に関する工事の完了について……………四七八

告示

山梨県告示第百八十五号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年五月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、六八八円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、一七三円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二二円	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三二二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三円
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二二四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前

の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年五月二十三日村山六ヶ村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十八年五月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年五月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ゆめこころ
 - 2 代表者の氏名 高田谷 久美子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市藤田四千六百四番地一
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、障がい者一人ひとりが地域社会の中で自分らしく働き暮らすための支援を行うことを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年五月二十日から同年七月十九日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年五月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品の名称及び数量
 - (一) 名称 消防防災ヘリコプター
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする物品の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限 平成三十年三月一日
 - 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所屬 山梨県防災局消防保安課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二項第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
 - 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - 3 仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
 - 4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供

できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「その他物品」の登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十八年六月八日（水）から同月十七日（金）までの日（山梨県の休日を含め）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲斐市宇津谷四百四十五番地の一山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十八年六月七日（火）までの日（県の休日を除く。）に、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明会 実施しない。ただし、現地確認を希望する場合は、次の日程で対応する。

(一) 日時 平成二十八年六月八日（水）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

(二) 場所 四の3に掲げる場所

3 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十八年六月七日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

4 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年七月十四日（木）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館四階四〇三会議室

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。
(一) 入札公告に示した一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難

いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 有

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当（電話〇五五一 二〇 三六〇一）

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Helicopter 1 unit

2 Date and time for tender:

11:00AM, July 14, 2016

3 Bureau in charge:

Yamanashi Prefecture Disaster Prevention Bureau Fire Safety Division Fire disaster prevention aviation charge
445-1 Utsuya Kai Yamanashi 400-0180 Japan TEL 0551-20-3601

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年九月三十日まで縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地
河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中村一信 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 河口湖ショッピングセンター
 (二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
ロイヤル商事株式会社 代表取締役 原田洋司	東京都豊島区池袋一丁目七番十七号

有限会社フラワーハウスハセガワ 代表取締役 長谷川朝子	静岡県御殿場市東田中千四百五十五番地一号
株式会社ココカラファイブ 代表取締役 塚本厚志	神奈川県横浜市北区新横浜一丁目七番六号イノテックビル
ジュピターコーヒージャパン株式会社 代表取締役 内林久雄	東京都文京区本駒込四丁目四十一番四号
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田勉	東京都八王子市暁町一丁目三十二番十三号
伊藤純代	山梨県中巨摩郡昭和町西条五千二百四十一番地百二号
有限会社大黒屋商店 代表取締役 中村一信	山梨県南都留郡富士河口湖町船津三千七百七十四番地
むろい株式会社 代表取締役 室井聡一郎	山梨県中央市流通団地一丁目五番二号
有限会社靴のフジノヤ 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津八百三十七番地
クールカレアン株式会社 代表取締役 堀内一夫	東京都品川区西五反田二丁目七番十二号五反田第一生命ビルディング別館
株式会社セイビドー 代表取締役 輿石丈夫	山梨県甲府市丸の内一丁目十五番八号
株式会社鶴和 代表取締役 鈴木和彦	福島県郡山市喜久田町字前北原五十三番二十六号
株式会社Devotion4 代表取締役 羽田恵理	山梨県南都留郡山中湖村平野二千六百五十番地
株式会社CLAY	山梨県甲府市新田町十番十号

代表取締役 野田秀樹	
株式会社卓示書店 代表取締役 渡辺卓史	山梨県富士吉田市下吉田二丁目十四番四号
株式会社田原屋 代表取締役 田熊太郎	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目三番地二号
株式会社ジユノン 代表取締役 宮下正彦	山梨県南都留郡富士河口湖町船津四千五十三番地
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番地十四号
有限会社美美楽楽 代表取締役 渡辺速	山梨県南都留郡西桂町小沼千八百十五番地
相沢章司	山梨県南都留郡富士河口湖町小立八十三番地
有限会社アグサス 代表取締役 流石宗一	山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千八百二十六番地
株式会社アライ 代表取締役 新井旭	山梨県甲府市住吉三丁目十八番十一号
株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正	山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十五番地一号

3 変更の年月日

平成二十八年三月二十四日

三 届出年月日

平成二十八年四月八日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年九月三十日まで縦覧に供する。
平成二十八年五月三十日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 齋

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役 板倉壽景

代表取締役 藤田勝幸

2 住所

東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 サンドラッグ石和店

(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町市部字北河原八百二十二番二十九外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

代表取締役 赤尾主哉

(二) 住所 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十二月二十八日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百九十八平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(2) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 四十五台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 三十八平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十三立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 三箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成二十八年四月二十七日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 収去飼料の試験結果の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十八年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年五月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

栄 養 成 分 に 関 す る 検 査

製造事業場所等の 名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	(輸製造 年月入)	試験結果の概要						
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	備考
JA東日本くみあい飼料株 式会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開三 丁目	JA東日本くみあい飼料山 梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	甲斐ビーフ	平成二 八年二 月	十五・八	三・五	七・〇	四・八	〇・六〇	〇・四七	
同右	同右	子牛育成用はぐくみ パワ!	平成二 八年二 月	一九・八	二・五	五・七	六・一	〇・八八	〇・五四	
中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家塚	さわやか仕上	平成二 八年二 月	一九・二	七・〇	三・二	四・七	〇・五四	〇・四七	
同右	同右	ムキムキマツシユ	平成二 八年二 月	一五・八	二・五	二・八	三・九	〇・六五	〇・三九	
中部飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	甲斐興運 山梨県中央市一町畑	ゴールドバランス	平成二 七年十 一月	一六・五	三・四	七・一	六・一	〇・九〇	〇・四八	
同右	同右	森永デリーリィ75CK	平成二 七年十 二月	一六・三	三・五	四・二	五・〇	〇・七〇	〇・四一	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年五月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 開発行為（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字杏木道下九四七番一の一部、九九六番一の一部、九九八番一の一部及び一〇〇四番の一部並びに字荻塚一〇〇七番一の一部並びに南都留郡忍野村忍草字李ノ木三六〇四番一の一部の区域。

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役
副社長 経営総括本部長 権田 与志広